

南砺市農業委員会第 36 回総会会議録

- 1.招集日時 令和 5 年 6 月 6 日
- 2.開会時刻 令和 5 年 7 月 5 日 午後 3 時 27 分
- 3.閉会時刻 令和 5 年 7 月 5 日 午後 5 時 42 分
- 4.場 所 南砺市役所 別館 大ホール
- 5.委員定数 20 名
- 6.出席委員 19 名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	神村 善一	出	11	辻 清市郎	出
2	高桑 京子	出	12	長谷川正昭	出
3	幅田 直行	出	13	山本 弘	出
4	當田 衛	出	14	岡村 俊一	出
5	林 正一	出	15	金田 雄介	欠
6	林川 昭三	出	16	山田 良誠	出
7	前川 茂	出	17	城寶 淳子	出
8	上田 憲仁	出	18	織田 直信	出
9	佐波 浩	出	19	中村 三郎	出
10	三井 栄	出	20	前川 十一	出

7.議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

- 第 2 議案第 167 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 168 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 169 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可に対する事業計画変更承認申請について
議案第 170 号 農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第 171 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第3 協議第 31号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外について

第4 報告第 68号 農地法第 18条第 6項の規定による通知書について

8.事務局職員

事務局長 前山 浩、係長 長谷川 哲雄、副主幹 小幡 抄由里

9.会議の概要

事務局長 予定時刻より早いですが、本日まで出席予定の方全員がお揃いですので始めたいと思います。

本日は皆さんの任期中の最後の農業委員会となります。また本日は先月継続審議となりました案件について、業者さんにも来ていただいています。この件に関しましては、市の事業とも少し絡んでおりまして、またご審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは総会の成立についてご報告させていただきます。本日の出席人数は、委員総数 20名中 19名の出席であります。

農業委員会等に関する法律第 27条第 3項に規定する定数に達しており、総会が成立することをここにお知らせします。

会議に先立ちまして、前川会長より挨拶方お願いします。

会長

皆様お忙しい中お集まりいただきましてどうもありがとうございます。梅雨の盛りでございますが、いい天気になったりちょっと崩れたりといろいろでございます。これからは天気が良くなるようですが、梅雨明けはまだ向こうという予報が出ています。さきほど局長からも話がありましたが、36回、任期最後の農業委員会でございます。皆様方のご協力を得まして無事終わりたいと思っているところです。ご協力をよろしくお願いいたします。

会に先立ちまして、議事録署名委員をご指名させていただきます。

本日の署名委員は 17番委員、18番委員の 2名の方よろしくお願いいたします。それでは議事に入ります。

議長

議案第 167 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思いますが、受付番号 3 番については、先月からの継続審議案件ということで「議案第 168 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」の受付番号 6 番と関連する一体の事業として、後ほど議案第 168 号の議題と合わせて審議させていただきます。

＝議案第 167 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回 3 件の申請がありました。面積は 田 4,927 m² 畑 2,814 m² 合わせて 7,741 m²です。

受付番号 1 番です。

譲渡人〇〇さんは県外におり耕作できないため、すべての農地を地元にいる譲受人〇〇さんに譲り渡すものです。

受付番号 2 番です。

譲受人〇〇は、申請地の隣の農地で畑をしておられて、申請地も一体的に利用したいということで、今回申請されたものです。

受付番号 3 番です。

先月からの継続審議案件です。後ほどご審議いただく 5 条一時転用として申請がありました営農型太陽光発電設置に伴う地上権の設定です。通常 3 条は総会の日が許可日となりますが、こちらは一時転用申請とセットになるため、許可日は一時転用の許可日と同日になります。

1 番～2 番はいずれの案件も、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。また、3 番については、基本的に地権者の同意があれば許可要件を満たしているものと考えられます。

3 番については後ほど審議いたしますので、1～2 番の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

議長

議案第 167 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の受付

番号 1 番から 2 番に対する意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、1 番から 2 番は原案どおり承認されたもの
といたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長 議案第 168 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。
なお、受付番号 5 番については、先月からの継続審議案件ということで「議案第 167 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」の受付番号 3 番と関連する一体の事業として、後ほどまとめて議題とさせていただきます。

= 議案第 168 号について議案書をもとに朗読・説明 =

事務局 今回 5 件の申請があり、田 2,830 m² 畑 151.26 m² 計
2,981.26 m²です。

貸店舗敷地	1 件	田	4 筆	2,484 m ²
住宅敷地	2 件	田	1 筆	346 m ²
		畑	2 筆	30.26 m ²
保全管理地	1 件	畑	2 筆	103 m ²
営農型太陽光発電設置 (一時転用)	1 件	畑	1 筆	18 m ²
計	5 件		10 筆	2,981.26 m ²

受付番号 1 番です。

譲受人〇〇株式会社さんが貸店舗敷地として造成し、〇〇さんが店舗敷地として借りてコンビニを建築される予定です。もし〇〇さんが建築できなくなった場合は、譲受人である〇〇さんが建築することを約束して許可を受けるものです。1 日の来店者見込みは 210 人くらいで、駐車場は大型 2 台、普通車 20 台分の計画です。

農地区分は 3 種農地、許可基準は原則許可と判断しております。

受付番号 2 番です。

R5. 2 月受付除外案件です。譲受人〇〇さんは現在奥さんと借家住まいです。老朽化が激しく、貸主から「取り壊したいから出て行ってほしい」と言われていることもあり、自己所有住宅を建築することにしたそうです。今後子供ができれば両親に面倒を見てもらうことや、将来の介護のことも考えて実家の近くで探して申請地で計画したものです。

農地区分は1種農地、許可基準は集落接続と判断しております。

受付番号3番と4番です。

譲受人〇〇さんは、分家住宅と車庫を建築したいと許可を受けて現地を造成しはじめたところ、冬になると住宅の後ろの高い所にある畑に積もった雪が雪庇として迫り出して、住宅側に落ちて危険であることに気づきました。申請地は雪が大変たくさん降る地域のため、雪庇ができないように後ろにある畑の一部をなだらかに削って、崩れないように保全管理したいということです。また、この地域は除雪機が家の周りを一周回って除雪するそうで、除雪機が安全に移動できる敷地を確保したいということです。

農地区分は2種農地、許可基準は代替可能性勘案の必要なしと判断しております。

受付番号5番です。

先月からの継続審議案件です。譲受人である有限会社〇〇さんは、営農型太陽光発電施設を設置するために、農地法第3条の地上権を設定したうえで、一時転用の申請をされるものです。一時転用期間は3年間です。通常、農振農用地内での一時転用は更新できないのですが、営農型太陽光については適正に事業が遂行されていることが確認できれば、再度申請により転用期間を更新できることになっています。

下部農地は所有者であります〇〇さんが、知見を有する方から指導を受けた方々と一緒に高麗人参を栽培される予定です。高麗人参は5年たたないと収穫できないということで、3年の一時転用ですと一回も収穫せずに更新を迎えることになるのですが、3年の間しっかり栽培している様子が確認できれば問題ないとのことでした。毎年1回状況報告する義務も生じますので、その際に現地確認ということで、栽培の状況を確認して更新の許可の判断をすることになるかと思えます。

転用面積は、支柱部分とフェンスの部分の面積のみでよいことになっているため、面積だけでみると18㎡と非常に少な

い面積となります。一方、地上権はパネルで覆われる面積のため、3条と5条で面積が大きく異なることとなります。

通路を挟んで2区画設置し、パネルは全部で182枚となります。発電した電気は〇〇さんと送電の契約をして〇〇さんに送電し、〇〇さんが100%電気を買取ることになっております。買取られた電気は、そこから市のいろいろな施設に供給される予定とのことです。

農地区分は農用地、許可基準は一時転用と判断しております。※以上前回説明事項

議長 5番の案件については後ほど申請者さんから再度説明後、審議いただきますので、ここでは1から4番の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

議長 議案第168号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての受付番号1番から4番に対する意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、1番から4番は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長 議案第169号 農地法第5条第1項の規定による許可に対する事業計画変更承認申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第169号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回の申請は、内容変更1件で 田 1筆 2,441㎡ です。

受付番号1番です。

当初、運送業・倉庫業を営んでいる申請人株式会社〇〇さんが倉庫敷地及び駐停車場敷地として農地転用許可をもらい

ました。当時は既に 100%近く使用されている状態で、今後の見通しから更なる荷受けを見込んでいると報告があったため、倉庫敷地及び駐停車場敷地として転用許可をもらったのですが、翌年にはリーマンショックの影響が荷預け人の事業にも出始めて、倉庫内部の物品はすべて荷預け人会社の内部で保管することになり、撤退されました。そのためあらたな倉庫は不要となったため、これまでずっと駐車場として利用してこられました。H25.4 頃より新規の荷受人を確保し、また既存の倉庫が満杯の状態を保ってきましたが、R 元年頃より〇〇名産の「〇〇」を預かり日本各地へ配送する業務を請け負ったため、自社の既存倉庫では収納できず他から借りて配送してきましたが、荷預人の業務拡大を受けて預かり配送業務の拡大を見込み改めて新規倉庫を新築したい。倉庫という目的自体は変わらないが、当時の面積より 3 倍以上の倉庫を建築する計画に変更するものです。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。
議案第 169 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可に対する事業計画変更承認申請について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長 議案第 170 号 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 170 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 利用権設定等に関する案件で、今回は 6 月分として届出があり、市長部局から諮問があった分を掲載してございます。

今回、59 件・112 筆の申請がありました。面積は、すべて田で 171,343 m² です。

1 番は、飛び地として所有していたところをこれまでは所有者の住所地の法人が耕作していたのですが、これからは農地の所在する法人で耕作されることになったものです。

2～3 番は、〇〇地域ですが、地域上 0 円設定となっています。

12 番は、前回仲間田の形でご審議いただいたところの残りとして今回出てきたものです。

13 番は 12 番と同じ方が請け負うのですが、こちらは受人の農地の隣の細長い田ということで今回耕作を一緒にすることにしましたものです。

14 番以降は農地中間管理機構を通して担い手に配分する案件です。

この中で 21 番が 0 円設定となっていますけども、空撮等で確認しますと北側の方にある農地です。恐らく宅地を通過していかないといけないような農地かと思っています。続きまして 41 番も 0 円設定となっています。一体に近い田んぼが 3 筆なのですが上段と下段で日陰の関係かなと思っています。

流動化率は前回より微増の 59.48%です。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

議長 議案第 170 号 農用地利用集積計画(案)の決定について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

議長 続きまして次の議題へ進みます。

議長 議案第 171 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 171 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 願出者はもともと贈与税の納税猶予を受けておられた方です。贈与者であるお父さんが亡くなられたことにより、贈与税は免除となるのですが、相続が発生したものとみなされて、次は相続税の納税猶予の適用を受ける必要があります。これまで納税猶予を受けていたからといって、自動的に引き継がれるものではなく、再度納税猶予の適格者かどうか農業委員会の証明書が必要になるため、今回申請されたものです。申請に基づき現地も確認してきましたが、いずれの農地もご自身でしっかり耕作されていました。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。
議案第 171 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

議長 続きまして協議事項へ進みます。

議長 協議第 31 号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝協議第 31 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 除外の受付番号 1 番です。
願出者は〇〇さんと株式会社〇〇さんです。株式会社〇〇

さんは以前〇〇地内にあったのですが、今の住所の方へ移転されて、移転した当時から従業員の駐車場が足りないということで近くに 18 台分駐車場として借りていたそうです。このたび立ち退きを迫られたため、駐車場を探していたところ、お隣の農地である今回の申請地を利用してもいいと同意していただけたため申請されたものです。18 台分にすると少し広めな気もしますが、北側に市道がありますので、そちらから進入する形になりますけども、南の奥のところは冬場の除雪した雪の堆雪場というものも必要ということで、適切な広さになるのかなと思っております。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

事務局 協議第 31 号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

議長 続きまして報告事項へ進みます。

議長 報告第 68 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について、事務局より説明を求めます。

＝報告第 68 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回 16 件の届出がありました。
面積はすべて田で 37,506 m² です。
受付番号 1 番は、除外から転用申請するために合意解約したものです。転用申請は来月除外の必要のない転用申請と一緒に提出されます。

受付番号 2 番は、5 条申請するために合意解約するものです。

受付番号 3～4 番も、除外から転用申請するために事前に合意解約するものです。

受付番号 5 番は、地元の法人に変更するために合意解約したものです。

受付番号 6 番は、中間管理機構通しにして担い手を変更するために合意解約したものです。

受付番号 7 番は、中間管理機構通しに変更するために合意解約したものです。

受付番号 8～9 番は、中間管理機構通しにして担い手を変更するために合意解約したものです。

受付番号 10 番は、中間管理機構通しにして担い手を変更するために合意解約したものです。

受付番号 11～12 番は、担い手を変更するために合意解約したものです。

受付番号 13～14 番は、担い手を変更するために合意解約したものです。

受付番号 15～16 番は、担い手を変更するために合意解約したものです。

議長 この報告事項について、ご質問、ご意見などございますか。

(特になし)

議長 それでは、ここで先月からの継続審議案件でもあります「議案第 167 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 3 番及び「議案第 168 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」の 5 番について、申請者であります株式会社〇〇さんに説明をしていただくため入室していただきます。

議長 本日はお忙しいところありがとうございます。こういうふうに来ていただいて説明いただくことは異例のことです。県内初ということで、県の農業会議でも協議させてほしいと言われている案件でありまして、非常に注目度の高い案件です。農業委員会では前回一度協議させていただいたのですが、資料も足りないということではなかなか納得できないというこ

とでございまして、それでは一度保留にして、改めて資料をもとに申請者の方に説明してもらい、そのうえで再度審議したらどうかという話になりまして、今回来ていただいたわけです。

事務局 前回からの継続案件ということで、概要についてはお話ししてありますので、このまま株式会社〇〇さんから説明のほうをお願いいたします。

＝株式会社〇〇さんが資料をもとに説明＝

議長 只今の説明につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

〇〇委員 高麗人参を播種して収穫されるということで、播種は2年目、収穫は6年目で5年間ですよね。それで土壌改良してすぐに播種して高麗人参って大丈夫なのですか。

(株)〇〇 高麗人参をよくご存じの方は、基本的に連作はきかないという形で言われていると思います。今回の場合、我々に農業指導をしていただいている〇〇さんと、もともと中国から高麗人参の種を持ってきてくださっている株式会社〇〇さんと打合せをしておりまして、現状〇〇市で連作で12年目の圃場が国内で存在しております。株式会社〇〇さんのもとである中国のほうでは連作で20年以上行なわれているという形で、この農業スキルをお持ちなので、連作できるということで事業計画を立てさせていただきました。

〇〇委員 連作可能というのは間違いないですよ。私の知識では、高麗人参というものはすごい土地が痩せるといいますか、とんでもないことになるという知識しかないのです。連作というよりも結構長い間作ることができないと思いますし、相当量の収穫が継続して可能なのでしょうか。データがないので私わかりませんが、ちょっとお示ししていただかないとこれでは絵にかいた餅と言いますか、判断できないのですが。

(株)〇〇 他社のデータになるものですから、我々もなかなか入手しづらいといったところはありますが、ただ、その会社が

ずっと収穫量を変化なく出せてるところから判断して問題ないのではないかと考えております。

〇〇委員 言葉で聞くのは結構ですけど、実際のデータがない限り私は理解できないなと思って質問させていただきました。以上です。

議長 ほかにご意見ありますか。

〇〇委員 支柱の長さですけど、畑の面から下にどれだけ入っているのですか。図面をみたら、支柱を面から下に打ち込んでいる長さがよくわからないもので。

株〇〇 スクリューの部分が地下 1.5m から 1m の高さまで、スクリューのない部分が約 1m、合計約 2.5m から 2m くらい地中に埋まります。

〇〇委員 2m から 2.5m とはどういう意味か。2m なら 2m だし、2.5m なら 2.5m とすっきりした数字になるものでないのか。支柱の長さは決まっているものでないのか。

株〇〇 支柱の長さは決まっております。ただ、太陽光の設置の高さを決めなくてはいけなくて、ここの地盤の関係で、図面で言いますと南側から北側に向けて約 50 cm くらいの勾配がついているので、同じ高さに揃えていくために奥行きが若干変わるといふふうにお考えいただければと思います。

〇〇委員 2m から 2.5m 畑の面から下へ入るといふことは、風とかそういうことについて、十分計算済なのですか。

株〇〇 台風計算は今回提出している資料にもあるのですが、350 ページに及ぶ形とこの辺のエリアの最風速の決まりが 32m ということになっておりますので、32m でパネル及び設備が飛ばないように計算式はすべて提出しております。

〇〇委員 株〇〇さんは、太陽光発電自体の実績というのはお有りなんですか。

- (株)〇〇 (株)〇〇としては今回初めてでございます。
- 〇〇委員 営農型以外で普通の太陽光も初めてですか。
- (株)〇〇 はい、初めてです。
- 〇〇委員 そうなんですか。
- (株)〇〇 私は、今回この事業から(株)〇〇さんに入っているのですが、もともと〇〇県のほうでソーラーシェアリングの太陽光の設計をしたり、そのほか太陽光発電設備を10か所以上設計して設置したりしてはおります。今回もその基準に照らし合わせて、ソーラーシェアリングの基準、あと近辺の太陽光の基準すべてを照らしあわせて設計をしております。太陽光パネルに関しましては、積雪荷重2mあってもそのパネルが壊れないといったパネルを設計させていただいております。
- 〇〇委員 営農型太陽光の下では、先ほど言われましたように榊とかが非常に太平洋側で多いんですけど、この高麗人参に取り組みたいと思った動機というのはどういったことというか、なぜなんですか。
- (株)〇〇 社長と打合せをしております、我々は富山県自体がもともと薬というイメージがあります。そういった中で、たまたま高麗人参の栽培ができますよと教えていただける私共の共通の知人がおりました、その知人の紹介で今年の1月10日に現地視察に来ていただきましたところ、ここは非常に高麗人参の生育に適しているというご助言をいただきましたので、今回は高麗人参を主体にしていこうと思いました。
- 〇〇委員 流通のほうはどのように考えておられますか。
- (株)〇〇 実は、この種はすべて〇〇市の〇〇という農業法人から買い取る予定としております。6年目の収穫時、5年後の収穫時にはその量に応じましてキロ1万5千円でその元請けの〇〇〇〇〇〇さんが全量買い上げてくれるという契約を結んでおります。

〇〇委員 申請内容を見てますと、実際作られるのは社長と地権者の方になっている。この地権者は認定農業者でもない方ですよ。更新は3年目に来るのではないか。収穫量もないのに更新が来るという生産物ってどう判断すればいいのかなと逆に思うのですけど。これは事務局に聞いた方がいいのかもしれないですけど。

事務局 今回の耕作者は認定農業者でもないもので、更新はやっぱり3年後になり、収穫は1回も迎えないことになります。許可が出たら、毎年1回利用状況の報告をしていただくことになるのですが、その時点で報告書をもとに現地の確認をしまして、収穫に向けてしっかり管理されているかを見ることになります。ただ、高麗人参の栽培ということに対する知識が県農林振興センターさんに意見を求めても経験がないのでということで具体的なご指導をいただけてないような状況で、どうやって確認していくのかということはあるんですが、一応毎年栽培状況を確認していきまして、ちゃんと収穫に向けてやられているなということであれば3年後には更新することは可能となります。

〇〇委員 そうなると農業委員の仕事も若干というか少し追加業務が出るんじゃないですかね。地元の営農型太陽光における現場の確認、一般に言われる収穫量が通常の8割は確保されている状況なのかどうか、これは地元の農業委員がきちっと見るという恰好になってくるのかなと。営農型太陽光はどんどん増えていくと思いますので、新たな業務で農業委員もそういう追加業務みたいものが出てくるのかなと思っているわけです。

あとちなみに良かったら教えていただきたいのですが、これはFITの制度で動くものなのですか。

(株)〇〇 いえ、今回FITには基づきません。今回の事業は、環境省のソーラーシェアリングの補助金を活用します。我々がこういうことを実際にやることによって、南砺市及び富山県内でこういったことに興味を持ってやられる方が増えていけばいいなと思っております。ソーラーシェアリングをやれば必ず補助金がもらえる訳ではなくて、1/2の補助金が出るんですけど、2つのパターンでしか補助金が出ません。1つはすべて自

家消費する、2つめが公共施設及び農林水産業の施設に供給する、この2つのパターンしかございません。今回、どのパターンかという、なんとエナジーさんを通じて南砺市役所さんの16施設にこの再生エネルギーを供給するという事で打合せをさせていただいています。

〇〇委員 ちなみに売電価格は教えていただけるものですか。

(株)〇〇 今、FITの市場で取引されている価格は、ご存知でしょうか。

〇〇委員 FITの今の市場の価格でいくとほとんど採算が合わないという恰好には見えるのです。昔の権利を持っておられる方は昔の権利でやっておられるとは思いますが、今回の場合はFITでないと言われるものですから。

(株)〇〇 今回の場合で言いますと、10円から12円の間とお考えいただければと思います。先ほどの農業委員会さんに対してというところですけど、まだ農業委員会さんと打合せはしていないのですが、通常高麗人参が順調に成長するとどれぐらいになりますというのが分かっていますので、順調に生育していますというところを資料として農業委員会さんへご提出させていただいて、3年後に収穫はないですけど、最終的に15cmから20cmぐらいになりますので、これぐらいになりますので順調に生育していますというエビデンスを毎年ご提出させていただいて、ちゃんと農業に従事していますということと、収穫に向けて順調に生育していますといった辺りを共有させていただこうと現状考えております。

〇〇委員 わかりました。

〇〇委員 家庭用だったら10年でしたっけ。それで産業用というのがあって北陸電力は20年ですよ。今の売電先はどこになるのですか。

(株)〇〇 なんとエナジーさんを通じて市の公共施設に供給することになります。なんとエナジーとは南砺市の新電力会社です。〇〇社長を中心に南砺市さんで北陸電力さん関係の電力会社を作られて、北陸電力さんの南砺市版みたいな感じの電力会

社です。

〇〇委員 北陸電力も関係してるんですね。

(株)〇〇 そうですね。

〇〇委員 そうしたらこの場合は何年ということはないのですか。

(株)〇〇 基本的にこういう売買契約につきましては20年間です。なので、転用申請は10年で計画を作っていますが、我々の事業計画は20年です。

〇〇委員 これを実行してうまくいったということになって、20年たったとすれば、また次の更新をすることになりますよね。その時の電気の単価って何ら補償されていないのですか。

(株)〇〇 FIT 買い取り制度を使っておりませんので、今の単価がそのまま継続します。

〇〇委員 そしたら経営のほうは計画しやすいということですか。

(株)〇〇 そうですね、逆にこれ17年償却でございますので20年で終わってしまうと収益は得られますけど、償却が終わってからのほうが収益が上がるので、できれば1年でも長く延命したいというのが正直なところですよ。

〇〇委員 売電価格10円から12円と聞いたのですが、資金を回収するまでどれくらいの計画なのですか。

(株)〇〇 これを法定償却期間に合わせた形で、分割払いにしております。なので1年目から収益はあがります。

〇〇委員 そういう仕組みになっているのですね。

(株)〇〇 はい、そのかわり17年間は多くの利益は得れなくて、18年目から売却収入すべてが収入として入ってくるような仕組みです。

〇〇委員 さきほどもありましたが、土壌そのものが柔らかいものだから非常に心配しているのと、それと雪が実際何トンになるのか、最終的に経営が無理になったら補償される仕組みになっておられるそうですが、あとそのほかに処分の積み立てもしておられるようですが、その辺を十分考慮してやっていただきたいと思います。

〇〇委員 今回私たちが判断しなければいけないのは、3条の許可ですか。5条ですか。

事務局 3条の地上権と5条の一時転用です。

〇〇委員 5条に関しては今話題になっていましたけど、経営とか収支とかそんなこと関係なく農業委員としてこれはいいぞと賛成反対すればいいことなのですか。

そこを使ってもらっていいぞという判断だけで経営に関して何の資料もありませんけど、そんなことは構わなくてよくてとにかくやるかやらないかということで判断すればいいのですか。経営や収支に関する資料があまりにも揃っていないものですから聞いただけで、農業委員として経営なんて関係ないと言われれば資料なくていいのですが、ただ気になるのが、償却の話もそうですし、当然発電効率も下がってくると思います。私たちは経営とか補助金とか関係なくして、やるかやらんかだけの判断でいいのですか。ちょっとそこだけ確認したいのですが。

事務局 今回の3条と5条はセットなので、どちらかが先に許可したり、どちらかだけを許可したりすることはできないことになります。

3条は農業員会の許可ですし、5条は県の許可となっています。5条転用に関しましては、許可権者であります県に対しまして農業委員会としての意見書を付けて進達することになります。この意見書をどうするかを総会の場でご審議していただいているものであります。通常ですと異議なしということで意見書をつけて進達しているのですが、条件付きの意見書をつけて進達することも可能かと思えます。

良い悪いだけじゃなくて、例えばこういうことが確認できれば異議はありませんというふうに条件をつけて進達する方

法もあるかと思えます。ただ、先ほどから言われているように、経営面は一切関係ないのかと言われると、そんなこともないと思えますので、そうであればお出しした方がいいかなと思う資料はありますがいかがいたしますか。

〇〇委員 要は許可を出す出さないの判断すればいいかの話、あとは補助金や経営について、申請の段階でその後審査するところが経営とかいろんな判断すればいい話で、私たちはそこまで責任持てといわれているのかを聞いただけです。

事務局 経営の部分とかは書類を見まして確認はされます。

〇〇委員 わかりました。

〇〇委員 農業されたことがないのですよね。この営農の代表の方は、農業をされたことがある方はいらっしゃいますか。

株〇〇 所有者である〇〇さんが農業者です。

〇〇委員 農業者ですか。

株〇〇 〇〇さんがこの土地をお持ちで畑作をしていました。今回我々と一緒になって高麗人参は作ったことはないのですが、一緒に農業をしていく予定です。

〇〇委員 高麗人参というのは皆さんあんまりピンとこないし、新しいものを作るときは、ほんとに実績のあるところへ行って、1年でもそこで先に研修をしてくるくらいのそういう気持ちがあって、この辺では作ってないものを作られるときはそれくらいの熱心さがあるといいかなと思うのですが。

株〇〇 〇〇市に来年度の苗を作っていたところがあるものですから、私と株〇〇の代表である〇〇が毎月そこへ行って月に1回農業研修を行っております。

〇〇委員 気候が全然また違うので、お宅さんたちがそこへ行ってやられるのはいいのですが、実際にやられる人がほんとにそこに行って、1年間でも研修とかやられたらもうちょっと説得

力があつた気がします。研修というのは、そこへ行って1年間か2年間通してこうしてやるんだということを実際に経験するので、そういった経験をされた方が一人でもおられれば、今回の計画ももうちょっとみなさんに説得力があるものになつた気がします。

ここら辺でも新規就農者というのは、農家に行って、1年間経験するんですよね。そういう実績があつてはじめて、こういうはじめての農作物を作るためにそれだけの研修をやつてきたんですね、実績あるんですねというのがあれば、そこまでの意気込みも感じられるし、こちらとしても富山県と〇〇市の気候の違いも分かつてやられるんですよねと理解もできる。今はソーラー的な方にばかり話がいつてますが、別にそれはそれでいいのかもしれないですけど、実際にものを作られる人が、何年か後にやっぱりうまいこといきませんでした、やっぱりやめますと言つたら、農地を一部潰してまで太陽光をやるということはそういう軽いことではないから、太陽光について一生懸命計画立ててやつてこられたのなら、耕作する人も自分はこういうものを作つていくんだ、だからそこへ1年間研修行って来ますくらいの意気込みのある方で、ここで一緒に説明していただければ、もうちょっと説得力があつたような気がします。

株〇〇 実は、〇〇市の会社の人も私どもも毎月研修に行つてい るんですけど、そこの方が実際来年から我々の農業に対して、こちらにお住まいになられて農業指導をしていただくことになつています。いまのお話とは若干違ふとは思いますが、我々は種まきだったらどういふことをやる、翌年からは草取りであつたり、芽の選定であつたりといふことになるので、そういった業務を我々が教えてもらいながらやつていくといふ形になります。

〇〇委員 わかりました。

〇〇委員 今回県内初といふことで聞いてまして、前回の総会の際にも言ひましたけども、こんなよふな話が我々の地域でも出でまして、私も地元説明を2回ほどしました。営農型太陽光発電は重々しいのに、一時転用で処理しなさいといふのが農業委員としてピンとこないところでありまして、この2反

半くらいの地面の中に一時転用する面積が 18 m²ですので、支柱の柱の面積、あるいはフェンスの杭の面積とか、引き込み柱の柱の面積、キュービクルも含むのでしょう、そういったものを含めて 18 m²、ここを一時転用していいかという事務処理になるのだと思います。5条の一時転用処理というのは、我々がいつもやっていることで、砂利採取と一緒にありまして、砂利採取のルールに乗っ取って営農型太陽光の判断をしろと言われてもしっかりこないのです。国の制度がそういう仕組みになるのですから、大変おかしい恰好でおおごとになるのですが、そういう意味で、総会にあがってくるということは耕作者の同意もあるし、隣接者のはんこもついでにしているでしょうし、地権者と耕作者が一緒というのは一番シンプルでトラブルが少なくて非常にいいパターンかなと思います。当然、地元の農業委員さんのはんこも押してあがってきているでしょうし、地元の了解もとられているというふうに思うので、安心していいのかなというような気持ちでいます。

〇〇委員　このあとの計画はどう考えていらっしゃるのですか。ここが成功すればもっと増やすのですか。

株〇〇　この地区でまず 5 か所プラスし、現在話し合いをしているのがプラス 25 か所くらいあります。まだ打合せの段階ですが、合計 30 か所くらいを今回の検証で事業性がとれれば、やっていきたいというふうに考えております。この南砺市だけでなく、次年度は〇〇市の〇〇で 300 キロワットくらいの営農型太陽光を行いたいと考えています。

会長　ひとつ聞きたいのですが、普通発電するときに資格を持った人がいるのは規模によってですか。太陽光発電においてはどのようなことになっているのですか。

株〇〇　今回の場合ですと 50 キロワットを超えますので、資格者の管理がいります。今回の場合は、電気保安協会さんに 100 キロという数量を委託しているので、電気保安協会さんのほうへ委託事業という形で出させていただきます。

議長　ほかに意見や質問はございませんか。

(特になし)

議長

意見が出尽くしたようですが、これから委員会の中での討議に入りたいと思いますので、申請者の方々にはご退席をお願いいたします。

ありがとうございました。(株)〇〇 退室

議長

この件は、農地法第3条の地上権の設定と第5条の太陽光発電設置に係る一時転用申請に関する案件です。通常転用面積が3,000㎡以上のものを県の常設審議委員会に諮るのですが、今回は県内初の事案ということで、県の常設審議委員会にも諮る予定としており現地確認も予定しております。

先ほどから申請者さんに説明いただき、質問に答えていただいたり意見を述べていただいたりしましたが、申請者さんも退席されましたので、ここから審議に入りたいと思います。皆さんもいろいろ思うところがあったかと思いますが、いかがでしょうか。

〇〇委員

3条と5条が同時になるということでしたが、農業委員としてどう思うか、この事業がうまくいくかどうか、賛成ですか、反対ですかということに方向性が向くともう返答ができなくなるんですよね。やってみないと分からないですよね。高麗人参も作ったことない、ソーラーパネルも建てたことない、そういった中であなたうまいこといきますか、うまいこといくと思えば手を挙げて賛成しなさいと言われてもすごく迷います。

あと、砂利採取場と同じような考え方で一時転用で支柱を建てるというふうに、それに対してどう思うかって言えば、今まで例がありましたから、当然賛成ですとなる。だけれども高麗人参がどうなるのかと言われてたら、それは私も分かりませんというような返答になってしまう。なので今すごく迷っています。弱りました。

会長

3条における農地として、高麗人参が作物として成功するかどうかは、そこまでは農業委員会としては言えないと思います。それぞれの農業技術がありますから、必ずうまいこといくかということを経営委員会が言えないと思いますが、5

条での農地転用においては、自然災害で太陽光パネルが被害を受けたときに、それを許可もらったから放っておくというふうにならないように一時転用となっている。地元の人がそれを承諾して設置してもいいというようなことで業者と合意してるのであれば、農業委員会としましてはそこまで踏み込めないのではないかと思うのです。もし、危ないと思うのなら否決をすればいいのではないかと思うのです。

事務局

〇〇地区では今のところ好意的に捉えられているのかなと思います。聞いているところでは、自分のところでもやってほしいという方がおられるということなので、私どもとしましても〇〇さんが絡んでおり、市のエコビレッジ課で勧めている事業であること、また、中山間地域の農業を守ることを考えて耕作放棄地が増えている現状を踏まえれば、このひとつのチャレンジというものにご理解いただければいいのかなと考えるところでもあります。

ただ、もしかしてこれが悪い方向に動くということもゼロではないのですが、今の業者さんはそれなりの誠意は見せていただいたかなと思っています。そうでない業者さんもいらっしゃると思いますので、そこらへんの判断は難しいところだと思います。今回の件に関しましては、はじめてのことばかりなので、やっぱり特にさきほど〇〇委員さんが言われました5年目の次の連作障害に対する補償がはっきり分からないというのが一番心配なところだと思います。

さきほどもうひとつ資料があると言ってましたが、この5年間を繰り返していくことで収益については最終的にプラスという試算にはなっています。あくまでも5年計画でやって次の反収が落ちないということが条件ではありますし、同じ単価で買われたということが条件ではあります。これを信じるかどうかという話になりますので、私らとしましては中山間地域をなんとかしたいというふうに思いますし、ある程度のチャレンジは必要かなと思いますので、その辺のところを考えていただいて採決いただきたいかなと思います。

〇〇委員

素朴な疑問です。環境省の部分で3条の部分と5条の部分がありますよということだった。このことについて、該当する市町村、農業委員会の許可を取得することが条件にされているような補助金採決なんですか。何でそんなこと言うのか

といいますと、不動産登記法の中には質権というのがあります。その質権の中に地上権設定というのがあります。県や国の人たちが農業と絡んでいるからと言って、無理やり農業委員会を関与させるようなやり方になったのではないかなと穿った見方をしているんですが、そういうふうに許可書が補助金の条件みたいなことになってるんですかね。ご存知ですか。

事務局

前回もお話していましたが、今回1回目の申請になりました。1回目の申請では補助金は使いませんというふうになっているため、補助金の内容について詳しくは聞いておりません。先ほど業者さんが補助金の説明をされていたのは、今後そういうふうになるんだなという感じで聞いておりました。なので、どこまでの補助金なのか、許可書取得が条件になっているのか、またその意図については把握していない状況です。

〇〇委員

3条は地上権設定になっていますよね。不動産登記法によると、地上権設定はその位置を特定しなければならないとなっているのです。私たちが頂いた資料は、全体の面積になっています。そのうち一時転用部分がこれだけで、農地の部分がこれだけですよという話で、資料を見ればどの部分かはわかるのですが、こんな条件になってますよというものも無くて、不動産登記法上からみて変じゃないかなとちょっと思いまして聞いてみました。

昔、地上権設定ということを経済局の方に聞きながらしたことがあるが、地権者と協議して一切迷惑をかけませんという話や固定資産税は免責課税にしますという話をした。今回は違うパターンで、特定もできなければなにもないというのは、そしてそこに農業委員会を無理矢理かませられてるのがいかななものかなと感じている。地元の人や農業委員会としてそれを確認するために無理矢理組み込まれたのかなと思いを聞いてみました。私から言わせると不動産登記法でやれば、ここはダメだったらちゃんと撤収しますよというところの言質だけとっておけば、一時転用と使用貸借権で分けて、自分たちを巻き込まずやってもらえればよかったなと思ったもので拙い意見として聞いてみました。

事務局

宅地であればそれで良かったと思うのですが、今回農地なものですからどうしても農業委員会をかませることになるのだと思います。

〇〇委員

先ほどから皆さんいろいろおっしゃっておられますけど、先ほど誰か言っておられたように賛成か反対かと聞かれたら、反対するものもないのですよね。

地元の承諾なり区長さんなり地主さんなりが承諾しておられるわけですよね。だから賛成か反対か言われると、個人的には何にも言えないです。賛成しかあり得んのかなと。ただ、5条の転用面積が18㎡となっているが、こんなものは数字を小さくしているだけで、単純に何本か杭打って、支柱の水平繋ぎもなければ、フェンスもあるけど、2m以上となれば基礎とか控えとか最初18㎡でした、作ったら30㎡でした。そういう話ってあるんですか。予想よりも地盤が柔らかかったです、なので基礎して地盤改良しました。地盤改良したら当然高麗人参も作れるわけでないですし、これだけ寄ったら本当に持つのかなという気はするが、それは私たちには関係ない話ですし、高さだけでも4m以上あるので、工作物になるはずだしと思ったり、賛成も反対もできないのが正直なところですよ。

事務局

本日の案件にもありましたが、増えるときは事業計画変更承認申請をしていただかないといけません。それを承認するかはその時の話になります。ただ、〇〇委員さんが言われましたように安易に増えましたと言っても困りますので、不可能ではないが、そうならないように計画をしっかり立てていただく必要がありますし、もし今そういう危険性があるのであれば再度計画の見直しをしていただく必要も出てくると思います。

3条は今回地上権なので、耕作者は基本的に所有者さんがそのままされるということになっているので、通常よく出てくる3条で耕作者を替えるとか所有者を替えるという許可ではないので、あくまで地上権ということで、地上にパネルを建てるということで空間の権利を取得する案件です。当然、5条一時転用の営農型太陽光は下地で耕作するのが条件ですから、耕作の内容は5条一時転用の方で確認する必要があります。今回の3条のほうはあくまで地上権の設定でありまし

て、空間の権利の設定ということになります。

それと、先ほどから面積についての話も出てますけど、農地を農地以外のものに変える面積がどれだけかということで考えると、支柱の分、それとフェンスに関しては土地を替える訳ではないですけども、その上の部分が使えないということでその部分も含めた面積にするというのが国の転用面積の出し方といいますか、転用面積として認められている面積です。では、どの部分が転用部分でどの部分が農地部分なのかというのを図面上で示して許可がされるものでもないものですか、正直どこの部分なのかというのが不明確になってしまう可能性もあります。ただ、ふと今思い返したら、以前砂利採取の一時転用で、砂利採取する部分のほかに砂利採取するところに行く通路として使うために農地の一部を一時転用したいという案件があったかと思います。あのときは、今思い出したんですけども、図面をつけて許可が出ていましたので、もしかしたら今回そういうふうな許可の出方もあるのかなとちらっと今思いまして、そこは県に確認してみたいと思います。

会長

賛成・反対は委員さんの個人の権限なのでいいのですが、もしここで否決になった場合、業者さんはあれだけの計画を立てておられますから、今度は事務局にどうすれば可決してもらえるか聞いてくると思います。そのときにどう答えるかがひとつの問題だと思います。

〇〇委員

3条のほうについては、ちゃんと作れるのかどうか、連作できるのか、農家の所得が補償されるのか、こういう問題があると思う。我々はそれをきちんと指導していただくことを条件として3条を考えたい。それと5条はポール1本こんな小さいもんでしかない、こんなので面積を言ってもあかんもんだから、ポール1本の支柱ぎりぎりまで耕作できるものでもないから、どっちみち10cm四方使えないところが出てくる。だから、面積もポール1本に対して10cm²ぐらいの面積を換算していただけたらと思う。

〇〇委員

〇〇委員とほぼ同じように思っています、賛成か反対か挙手してくださいという話に最終的にはなるんだろうと思いますが、ただ分からないことがいっぱいある中で自分たちが

継続的に地域農業を守りましょう、そのために必要なことについて審議しましょうということで、3条・4条・5条等について考えましょうということだと思います。そこで、どんな条件を付けるかについて、今この場所で言ってもあかんとおもいます。〇〇委員が言っていたように、絶対ポールの真横までトラクタが目いっぱい寄って起こすことができないことや、除草すると言っても支柱にパチンとすぐあたってしまうこと、紐ならぎりぎりまで刈れるんですが、そういったいろんなことが考えられること、自分たちにも想像できるようなことを事務局で考えて意見を付けていただいて、県に提出してもらえばよいのではないか。県も内容がまだ分かっていないんですよ。だからどんなことが出てくるか、まだ分からないんです。例えば相手方に伝えないといけないので、基本的に条件をつけますよ、細かいことはいま現在協議中ですよということで、来月許可書は出す予定ですけど条件を付しますよということ伝えていただけなのであれば私自身は賛成の方に手を上げたいなと思っていますけど皆さんどうですか。

とにかく分からないことだらけなんですよ。そんな状況なもんだから条件を付しますよということ、その他環境が整い次第別途追加もありますよということがあってもいいような気がします。

〇〇委員 家庭用の太陽光ですと、耐用年数があるからだんだん発電しなくなってきたとしても、その始末は自分でするしかないからいいんですけど、今の方々の場合は、最初の3年の発電と比べてだんだん下がってきたときにでも、ちゃんと次の人が申請をする、もし次の人が申請しないならそのときは最初にした人が責任もって撤去するというふうにしてほしい。

農業委員会ではそこまで言えないのかもしれないが、個人的に思うのは、ダメになったときにやられた方があっちでもこっちでもされていて、もう発電もせんし次にやるもんもないからとそのまま放り出していくというのだけは防いでほしい。もう諦めましたとなったら撤去するというようなこと、ひとつくらいは条件にいれてもいいと思います。農業委員会だけでなくほかの部署で言ってもらってもいいんですけど。

会長 テレビのニュースで見たが、今それが問題になっているん

です。家庭用は耐用年数 20 年です。20 年経ったら発電しなくなっていくます。これを撤去してくださいという太陽光を直接受けるものですから、頑丈に作ってあるので業者が引き取っても費用がかかりすぎて産業廃棄物で処理できないとなる。だからこれ回収できませんと言われてそのままになるんです。まだ法律できていないと思いますが、国は太陽光パネルのメーカーにダメになったやつを撤去してメーカーで廃棄しなさいと、こういう法律を作るということをニュースで言っていたんですけど、まだそこまでいっていないんじゃないですか。だから発電しなくなったらそのままというところが多いのではないかと。

事務局

先ほどの業者さんは株〇〇さんで発言していたのは〇〇さんですけども、あの方はかなりの太陽光発電の経歴があるということで、20 年間の試算で 18 年までのリースで 19 年目からまるまる儲かるみたいな話が先ほどあったかと思うのですが、じゃあそのあとパネルを切り替えるのですねという話になるのですが、そういった処理の方法も、これで何十年各地に設置しておられますからそういう問題も各地に起こっておりまして、そういう対応もしておられるとは以前に聞いております。

あと、株〇〇さんと言っていますが、上には株〇〇さん、今は株〇〇さんになっておられますが、親会社みたいな感じですが、事業規模は株〇〇さんの何十倍・何百倍になるかと思いますが、そこでの契約で万が一の場合は継続するのか撤去するのかというところまでは担保されていると聞いてます。

それと県下初ではありますが、全国的に見ればたくさんシェアがありますので、そこら辺も踏まえてご審議いただければと思います。

〇〇委員

ちょっと無責任な言い方しますが、損しようが得しようが当事者同士の話じゃないですか。なので、私たちはその下で作るものについて、さっき〇〇委員が言われたように条件をつけてやっぱりそれを許可するかしらないかの話がこの場の話だと思うのです。儲かる儲からんとか損する損しないという話は当事者同士の話であって、私たちは農業に関わる部分とイエスかノーかの決をすればそれでいいような気がします。失敗したとか儲かったとかいう話は当然聞かんなんです。

当然、それは補助金を出す側も簡単に初めてだからいいとするわけでもないでしょうし、申請する側も損するような計画を出すはずがないので、そんなもんははじめから絵にかいた餅じゃないけどプラスの計画を出して当たり前。それはそれとして、私たちはそれよりもやろうとしておられる方々が意欲を持って本当にこれでチャレンジしてみたいという気持ちがあれば、それに対してわたしたちはどう判断するか、許可するかせんかという話だけでいいのではないですか。こんなあれもこれもと話していたら、きりもないし、附帯した意見はつけておくべきだとは思いますが。全然知識ないですが、高麗人参はなにものかという話してますが、それは気になる場所ですからこの場ではやろうとしてる人に対して周りの人も農業委員さんもおられますし、その方々がいいやろと言っておられるのですから、それぞれそれを踏まえて判断していただければいいことではないかと思えます。

議長 はい、わかりました。

〇〇委員 これはまた県で審議されるのでしょうか。

会長 こんな小さい面積のものは、通常審議されないのですが、今回は特例で審議されることになっています。ただ、市が通したものを県が否決することはそうないと思います。同じように条件を付すかどうかだと思います。

〇〇委員 県の常設に説明に行くときも十分意見を伝えてもらって、審議してもらいたい。

〇〇委員 ちょっと分からないのが、高麗人参というのは太陽の光が要らないのか、雨も要らないのか、そこだけちょっと確認したい。

事務局 図面がちょっと見にくいと思うのですが、ここら辺によくある太陽光とは違っていて、ほんとにブラインドみたいな形です。太陽光のパネルが列になって隙間が空いてる。ですから太陽の光は入りますのでずっと日陰になるわけではないです。雨は当然入りますし。ブラインドが並んでいるような感じですか。そこら辺でよく見るやつと配列が違いますし、骨格

も違うというところです。

議長 事務局のほうでいろいろな意見を努力しますということですが、「議案第 167 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 3 番及び「議案第 168 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」の 5 番について、採決してもよろしいですか。

(異議なし)

議長 異議なしということですので採決をとりたいと思います。賛成の方、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

〇〇委員 条件は、どうなるのか。

事務局 条件は県と協議しまして、付けたいと思います。

〇〇委員 はい、わかりました。

議長 その他について事務局からお願いします。

事務局 本日はこのあと懇親会を計画しておりますので、出席いただく方はよろしくお願いいたします。

- ・活動報告提出依頼 (7 月 19 日分まで)
- ・報酬等の支払いについて (8/10 支払予定)
- ・農業新聞継続購読のお願い
- ・会費の精算について

議長 ほかに全体を通じて何かご意見はございませんか。

(特になし)

議長

以上で、本日の議案・協議・報告事項はすべて終わります。

議長

次回の総会は令和 5 年 8 月 3 日（木）午後 2 時から、場所は南砺市役所別館 3 階大ホールとなります。

以上で、南砺市農業委員会第 36 回総会を閉会いたします。

（閉会時刻 午後 5 時 42 分）

議事録が正確であることを証します。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長